

### 伐採及び伐採後の造林届出書

平成 年 月 日

大田原市長 津久井 富 雄 様

届出人 住 所

氏 名

印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

森林の所在場所				伐 採 積	伐採方法			伐採樹種	伐採年齢	伐採の期間	伐採後の造林の方法	伐採後の造林の期間	伐採後の造林樹種	伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積	伐採後に植栽する樹種別の植栽本数	伐採跡地の用途	備 考
市町村	大字	字	番地		主間伐別	伐採種別	伐採率										

注意事項

- 伐採する森林の存する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連署で提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 伐採種別欄には、主伐をしようとする場合に、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採樹種欄には、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつを言う。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ及びその他の針葉樹並びにぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合には二段に分けて記載し、下段には伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載し、上段には最も多い立木の年齢を記載すること。
- 伐採後の造林方法の欄には、植栽、人口播種、ぼう芽更新及び天然下種更新の別に区分して記載することとし、複数の方法を用いる場合には複数の行に分けて記載すること。ただし、天然更新補助作業を行う場合は、（補助）と記載した上で、行う作業の種類を記載すること。
- 伐採後の造林樹種欄には、造林の方法別に記載するとともに、複数の樹種を植栽する場合には植栽する樹種ごとに複数の行に分けて当該樹種を記載すること。
- 伐採跡地の用途欄には、伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ、その供されることとなる用途を記載すること。
- 伐採の期間が1年を超えるときは、伐採に関する年次別計画を添付すること。

## 【 注意事項 】

### ※届出日

- ① 実際の提出日を記入する。郵送の場合は、到達日を記入する。
- ② 伐採を開始する日の前90日から30日までの間に届出する。

### ※届出人

伐採及び伐採後の造林届出書については土地所有者・土地の管理者・伐採行為者・事業実施者・申請代理人等なら、基本的に誰が提出しても差し支えはありません。ただし届出人が土地所有者以外の場合は、土地所有者との関係が判る書類（委任状・土地売買契約書・土地賃貸借契約書・工事の請負契約書等）を添付すること。

また、平成20年7月31日の様式の改正に伴い、『伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連署で提出すること。』となりましたのでご注意願います。

### ※林小班

「林小班」欄については、届出の時に届出者と担当課職員双方確認の上記入する。

### ※添付書類

- ① 位置図（現場の位置がわかる案内図のようなもの）
- ② 土地利用計画図（構造物等の配置がわかるもの）
- ③ 面積求積図（伐採区域面積のわかるもの。通常は三斜による求積図。あるいはプランメーターによる3回計測の平均でも差し支えありません。）
- ④ 森林所有者との関係が判る書面（届出人が森林所有者以外の場合のみ）

### ※林地転用完了届

林地転用を目的とした伐採の場合は、転用が完了したら林地転用完了届を提出すること。